

平成26年9月19日

**日本システム監査人協会近畿支部  
第148回定例研究会**

**情報通信技術者が知るべき著作権(基礎編)  
—「著作権のシステム監査」の実践のために—**

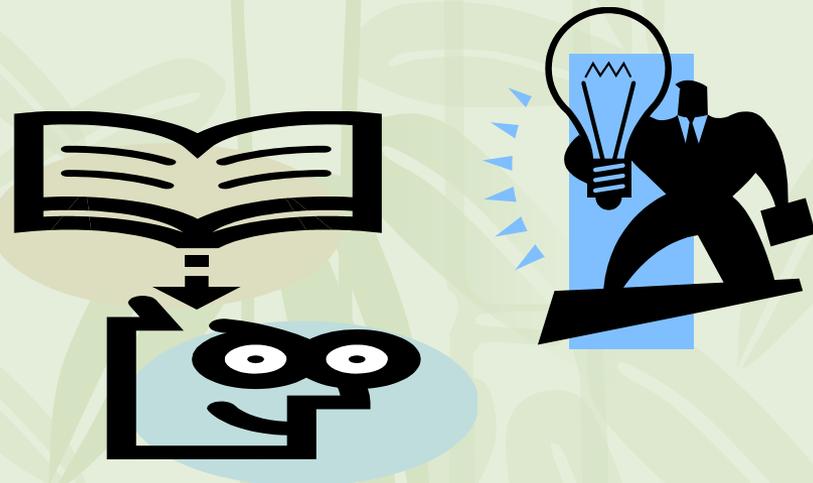
**大阪成蹊大学 名誉教授**

**松田 貴典**

**日本システム監査人協会近畿支部／システム監査学会**

# 知的財産権と著作権

## 知的創造物としての著作権



# 知的財産権と知的財産基本法

知的財産とは、知的創造活動によって生み出された財産的価値のあるもの(情報)の**創作的財産**をさし、これを保護する権利のことを「**知的財産権**」という。無形の財産的価値をもつ情報であり、無体財産とも呼ばれている。また、これまで無形の財産権のことを知的所有権とも呼ばれていたが、近年、物品などの有体物に対して固有に認められている所有権(財産権)とは異なる無形の情報を保護することから、知的所有権は使わなくなってきている。

2002年(平成14年)に、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進することを目的として、知的財産基本法が制定され、**2003年(平成15年)3月1日**より施行された。**知的財産基本法**において、「**知的財産**」及び「**知的財産権**」は次のとおり定義されている。

# 知的財産及び知的財産権の定義

## 【知的財産基本法:第2条】

2003年(平成15年)3月1日より施行された 知的財産基本法第2条において、

この法律で「**知的財産**」とは、「発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他、人間の**創造的活動**により生み出されるもの(発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。)、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。

この法律で、「**知的財産権**」とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、**著作権**、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。

# 知的財産権の分類(■:産業財産権で特許庁管轄)

知的財産権 :無体財産	知的創造物 (創作意欲を促進)	■ 特許権(特許法)		発明を保護(ソフトウェア特許等)			
		■ 実用新案権(実用新案法)		物品の形状等の考案を保護			
		回路配置利用権 (半導体集積回路の回路配置に関する法律)		半導体回路配置の利用を保護			
		■ 意匠権(意匠法)		物品のデザインの保護			
		著作権 (広義)	著作者の権利		著作権(狭義)	複製権、口述権、頒布権他	
			著作隣接者の権利		著作者人格権	同一性保持権ほか	
		育成者権(種苗法)		植物の新品種の保護			
	営業秘密 (不正競争防止法)		事業活動に有用な、技術上・営業上の機密情報の保護:ノウハウや顧客リスト等を保護				
	営業上標識 (信用の維持)	■ 商標権(商標法)		商品・サービスマークの保護			
		商号権(会社法, 商法)		商号の保護			
商品等表示、商品形態 (不正競争防止法)		事業活動における不正競争行為からの保護:混同惹起行為, 著名表示冒用行為, 模造品・海賊版の輸入販売, ドメイン名の不正使用等					

[注]本表は特許庁ホームページを「知的財産権の種類」を参考に作成

# 知的財産権の進化と分類の歴史

これまで知的財産権の分類は、大きく「工業所有権」「著作権」に分けていた。しかし、情報化の進展にともない、これまでの分類では説明がつかないことも起ってきた。それは、工業所有権や著作権以外の知的財産が発生してきた。

このため、2002年(平成14年)7月3日に策定された「知的財産戦略大綱」において、「工業所有権」は「産業財産権」と改められ、工業所有権に関する法律の総称も、「工業所有権法」から「産業財産権法」と改めることとされた。また、同時に「知的所有権」も「知的財産権」に改められた。

知的財産権のうち「特許権」「実用新案権」「意匠権」「商標権」を産業財産権とよび、特許庁が所管となっている。

【注】改正パリ条約(第1条)での最広義の工業所有権の定義では、工業に関する特許、実用新案、意匠のほか、商業に関する商標、サービスマーク、原産地表示、原産地名称や不正競争防止の防止を含み、農業及び採取産業の製造産品や全ての天然産品までをさした用語としている。

# 著作物と著作権



# 1. 著作物と著作者

## ■ 著作物とは

- 著作権法第2条第1項第1号は「著作物」を「**思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの**」をいう。
- 著作物は自分の考えやアイデアを出して創作し、オリジナルなものであること。アイデアのみでは**表現**がされていないため著作物ではない。
- **創作活動で作成された**著作物には、小説や音楽、絵や文章、写真、彫刻、舞踊、コンピュータ・プログラムなどがある。

## ■ 著作者とは

- **著作者**とは、「著作物を創作する人」(第2条第1項第2号)である。  
創作する自然人の個人  
国や会社、諸団体の法人等:法人著作(職務著作)
- 著作者は、小説家や画家、作曲家といった職業的専門家だけでなく、作文やレポート、絵を書けば著作者になる。したがって、創作力をもつ幼稚園児や小学生も**著作者**となりえる。絵が上手、下手といった芸術性は問題ではない。

## 一般の著作物の種類の例示

著作権法は、著作物の例示規定を設けてその明確化をはかっている(第10条第1項)。なお、著作物は紙やテープ、ディスクなど有体物に**固定**することを要件としていないから、原稿なしの講演やジャズその他の**即興的演奏**なども著作物として保護を受ける。ただし、映画の著作物については**固定**することが必要である(第2条第3項)。

1. 言語の著作物	小説、脚本、論文、講演、レポート、作文、詩歌、俳句など
2. 音楽の著作物	楽曲、楽曲をともなう歌詞
3. 舞踊又は無言劇の著作物	日本舞踊、バレエ、ダンス、舞踏、パントマイムの振付け
4. 美術の著作物	絵画、版画、彫刻、漫画、書、舞台装置など (美術工芸品を含む)
5. 建築の著作物	芸術的な建築物
6. 地図、図形の著作物	地図、図表、設計図、学術的な図面、立体模型、地球儀など
7. 映画の著作物	劇場用映画、テレビ映画、ビデオ、ゲームソフトの映像部分などの「録画されている動く映像」に限る
8. 写真の著作物	写真、グラビアなど
9. プログラムの著作物	<b>コンピュータ・プログラム</b>

出典:文化庁編著「著作権法入門」(社)著作権情報センター 2013を参考に一部改訂

# 二次的著作物、編集著作物、共同著作物

## 1. 二次的著作物

- 原作から新たに著作物性を加えたもの。「翻訳本」「脚本」「編曲」など

## 2. 編集著作物

- 詩集、百科辞典、新聞、雑誌のような「**編集物**」は、個々の部品としての著作物とは別に全体としても「**編集著作物**」として保護される。但し、個々の部品は、必ず著作物である必要はなく、データや単語であってもかまわない。

- 編集著作物のうち、編集著作物と同様に「**創作的に編集**（その人の創意、工夫によって「**選択**」「**配列**」）することによって創られた新たな著作物であって、コンピュータで検索できるようにしたデータの集合物を「**データベースの著作物**」という。（第2条1項第10号の3、第12条の2）

例：ディスクやCD-ROMに記載された新聞・雑誌、法令集、職業別電話帳、判例集、ビジネス・データベース等

## 3. 共同著作物、結合著作物

- 二人以上の者が共同で創作して著作物。分離し個別に利用できないものを言う。なお、個々の部品が独立し著作物であり、結合されたものを結合著作物という。例：挿絵入り小説（挿絵の著作物と小説の著作物を結合させて一つの著作物を構成）。

## 法人著作（職務著作）

著作者になり得るのは、自然人たる個人ばかりではない。例えば、新聞記者が書いた記事や、公務員が作成した各種報告書など、会社や国・自治体の職員等が創作したものには、その著作物の著作者は会社や国・自治体の著作物になる、これを「**法人著作**」という(第15条)。

但し、全ての著作物が法人著作物となるわけではなく、以下の要件が必要である。

- 著作物の作成の**企画者が法人等**であること
- 法人等の「**業務に従事する者**」が創作すること
- 「**職務上**」の行為として創作されること
- 「**公表**」する場合には、「**法人等の著作名義**」で公表されること、但し、プログラムの著作物に関しては、公表されない場合が多いため、この**要件は満たす必要がない**。
- 「**契約や就業規則等**」に、「**従業者を著作者とする**」という定めがないこと

## 2. 著作権

- 著作者には著作物を創作した時点で「**自動的**」に著作者としての権利である「**著作権**」が付与され、登録等の手続きは不要ある。これはわが国が「**無方式主義**」(ベルヌ条約)をとることによる。
- 一口に著作権と言えば**広義の著作権**をいう場合と**狭義の著作権**をいう場合がある。
  - ・**広義の著作権**は、「著作者の権利と著作隣接者の権利」をさしている。
  - ・**狭義の著作権**は、著作者の権利のうち「**著作権(財産権)**」をさしている。
- 財産権としての**著作権**の最も顕著な権利が、「**著作者が、著作物を勝手に複製(コピー)させない権利**」である。これを「**複製権**」という。言い換えると、著作者は、著作物を有償でコピーさせることができる権利をもつ。しかし、著作権は複製権のみではない、上演権・演奏権、口述権など、**多くの権利(支分権)**がある。また、**有償で他人にその権利を譲ることもできる**。
- 一身専属性をもつ人格権としての**著作者人格権**は、財産権としての著作権のように**他人に譲ることはできない**。
- 原則は、日本では著作権を得るために何の手続きもいらない。これを**無方式主義**という。ただし、取引の安全の確保等のために、**登録制度**はある。

# 著作権

著作権(広義)

著作者の権利

著作権(狭義)

著作者人格権

著作隣接者の権利

実演家の権利

レコード製作者の権利

放送事業者の権利

有線放送事業者の権利

# 著作者の権利

## 著作権と著作者人格権



# 著作者の権利

## ■ 著作者の権利

著作者の権利には、「**著作権(狭義:財産権)**」と「**著作者人格権**」がある。

- **著作権**とは「**著作者が著作物を作成した場合に、その著作物を直接かつ排他的に支配しうる権利**」である。すなわち、著作権は著作物の利用を許諾したり禁止したりする権利で、この権利は財産的権利であり、権利を他人に**譲渡することができる**。

複製権(21条)や上演権・演奏権(22条)、上映権(22条の2)などがある。

- **著作者人格権**は「**著作者が著作物について有する人格的な利益を保護する権利**」である。公表権(18条)氏名表示権(19条)同一性保持権(20条)がある。これらの権利は**一身専属性**を有することから他人に**譲渡できない**。

# 著作者の権利(著作権と著作者人格権)

## ■著作権(財産権)

- **有形的複製** :複製権(著作物を無断で複製されない権利)
- **無形的複製** :上演権・演奏権(上演や演奏, CDやDVDの演奏されない権利)  
上映権(ビデオやDVDの録画をスクリーン等に上映されない権利)  
公衆送信権(放送・有線放送のインタラクティブ送信されない権利)  
伝達権(公衆送信された著作物の伝達されない権利, 例外あり)  
口述権(言語の著作物を口述されない権利, 録音の言語含む)
- **展示** :展示権(現物を展示されない権利, 美術品・未発行写真)
- **映画の頒布** :頒布権(映画の著作物の譲渡と貸与されない権利, 映画は譲渡後も未消滅。販売用ビデオやDVD, ゲームソフト等は譲渡後は消滅する)
- **譲渡** :譲渡権(著作物の大衆譲渡されない権利, 海賊版の転売対応)
- **貸与** :貸与権(公衆に貸与されない権利。著作隣接者にもある)
- **翻訳・翻案・編曲等** :翻訳権、翻案権、編曲権等
- **二次的著作物の利用権**

## ■著作者人格権(一身専属性の人格権)

- **公表権**(著作物を公表するかしないか, いつ公表するか等の決定する権利)
- **氏名表示権**(氏名を表示するか否か, 表示は実名か変名かの決定する権利)
- **同一性保持権**(著作物を勝手に変更, 改変させない権利。例外があり)

# 著作権（財産権）

- 著作権を「複製権(無断で複製されない権利:許諾して複製させる権利)」であるかのように理解されている人も多く見受けられるがそうではない。物理的な紙やディスクに有形的な複製することはもちろん、著作権は、コピーを使わず**上演や演奏**などによって公衆に伝える権利も含まれる。言語の著作物を朗読や口頭で公に伝えること、録音されたCD音楽の再生やスピーカーに出力する**無形的複製**も含まれている。さらに、**翻訳や編曲などの改作利用する権利もある**
- したがって、著作権は「**支配権**」としての複製権のほか、**上演権・演奏権、上映権、公衆送信権、伝達権、口述権、展示権(美術、写真の著作物のみ)、頒布権(映画著作物のみ)、譲渡権、貸与権、翻訳権、編曲権、翻案権等の派生的に生ずるもの、二次的著作物の創作権・利用権等**を含んだ総称的な権利である。  
なお、脚本等の演劇用の著作物の場合には、それが上演・放送されたものを録音・録画することも複製に当たる。  
また、建築の著作物に関しては、その「**図面**」に**したがって建築物を造ることも複製になる**。当然のことながら**図面は図形の著作物**である。

# 著作者人格権

## ■ 著作者人格権とは何か

- 著作者人格権とは「**著作者の人格的利益を保護する権利**」。すなわち、精神的に傷つけられないための権利である。
- 著作者人格権には「**公表権(第18条)**」「**氏名表示権(第19条)**」「**同一性保持権(第20条)**」がある。
  - **公表権**とは、未公表の著作物を公表するかしないかを決定する権利  
但し、未公表の著作物の著作権を譲渡した場合には、著作物の公表を同意したものと推定される。
  - **氏名表示権**とは、著作物に氏名を表示するか否か、表示する場合には、その名義を实名にするか、変名(ペネーム等)等にするか決定する権利
  - **同一性保持権**とは、著作物の内容や題号を著作者の意に反して無断で**改変(変更や切除等)**されない権利。  
但し、著作物の性質や利用目的・態様に照らしてやむ得ない場合には、適用除外される。
- 保護期間は、**著作者の生存中**。但し、**著作者の死後**においても、原則として、**著作者人格権の侵害行為は禁止**される。

# 著作隣接者の権利

## — 著作物を伝達する者の権利 —



# 著作隣接者の権利

## 著作隣接者の権利( **著作物を伝達する者の権利** ):

実演家, レコード製作者, 放送事業者, 有線放送事業の著作物の利用に関する権利

### 実演家の権利

実演家人格権(氏名表示権、同一性保持権)

許諾権(財産権):

(生の演奏:録音・録画権, 放送権, 送信可能化権など)

(録音された演奏:複製権, 送信可能化権, 譲渡権, 貸与権など)

報酬請求権(財産権):

(放送・有線放送での使用料請求権, 貸レコードでの使用料請求権)

### レコード製作者の権利

許諾権(財産権):(複製権, 送信可能化権, 譲渡権, 貸与権)

報酬請求権(財産権):

(放送・有線放送での使用料請求権, 貸レコードでの使用料請求権)

### 放送事業者の権利

許諾権(財産権):

(複製権, 送信可能化権, 再放送権, テレビ放送の公の伝達権など)

### 有線放送事業者の権利

許諾権(財産権):

(複製権, 送信可能化権, 再放送権, 有線テレビ放送の公の伝達権など)

# プログラム著作物の登録



# プログラムの登録制度

## ■ プログラムの著作物の登録制度

1985年(昭和60年)の著作権法の一部改正で、プログラムの著作物の**創作年月日の登録制度**が設けられた(著作権法76条の2)。具体化する法律「**プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律**」が1986年(昭和61年)5月に制定、翌1987年(昭和62年)4月に施行された。

登録機関:財団法人ソフトウェア情報センターが指定された。

■ **著作権や著作隣接権の譲渡, 担保権の設定, 出版権の設定**には登録をしなければ**第三者に対抗することはできない**。しかし、現実には、著作権の登録なしに当事者間において、著作権等の譲渡, 移転等の変動は行われているわけであり、**第三者との関係で対抗要件**として登録しておかなければならない。

【注】**対抗要件**:当事者間で成立した法律関係・権利関係(特に権利の変動)を当事者以外の(一定の)第三者に対して対抗(主張)するための法律要件をいう。

# 登録の種類とプログラムの創作年月日の登録

著作権や著作隣接権の譲渡、**担保権**の設定、**出版権**の設定には、登録をしなければ**第三者に対抗することはできない**。しかし、現実には、著作権の登録なしに当事者間において、著作権等の譲渡、移転等の変動は行われているわけであり、第三者との関係で**対抗要件**として登録しておかなければならない。登録できるものとしては以下のとおりである。

## ① **実名の登録**(第75条):

無名又は**変名(ペンネーム等)**で公表された著作物の著作者が**実名(本名)**の登録を受ける。

## ② **第一発行年月日の登録**(第76条):

著作物が最初に発行又は公表された年月日の登録を受ける。

## ③ **創作年月日の登録**(第76条の2):

プログラムの著作物の著作者が、**プログラムの著作物の創作年月日の登録**ができる。但し、創作後6ヶ月以内。

## ④ **著作権・著作隣接権等の移転等の登録**(第77条)

## ⑤ **出版権の設定等の登録**(第88条)

# コンピュータ・プログラムの著作権

## プログラムに関連した著作権改正

- コンピュータ・プログラムの著作権による保護
- 著作者人格権における同一性保持権
- データベースの著作権による保護
- コンピュータ・プログラムの登録制



# コンピュータプログラムの著作権

## プログラム保護の関する著作権法の改正ポイント

### ■ コンピュータ・プログラムの著作権法による保護

昭和60年(1985年)に、コンピュータ・プログラム(以後、「プログラム」という)に関して大きく改正され、昭和61年に施行された。

#### ① プログラムを著作物として明文化

これらの改正によりプログラム等の著作物は原則として個人の家庭内コピー等を除き著作者に無断でコピー(複製)することは禁止された。

② 著作者には、一身専属性である著作者人格権が付与されることになった。

③ プログラムの創作年月日の登録制ができた。

■ データベースに関する著作権の改正が、翌1986年に行われ、1987年に施行された。

■ 「法人等の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成するプログラムの著作者」を原則として法人(法人著作、職務著作)とした。(第15条第2項)

# プログラムにおける同一性保持権の問題

- 1985(昭和60)年改正による**著作者人格権の同一性保持権とプログラム開発・改訂等での問題**
- **著作者人格権**

著作者人格権は著作者の人格的価値を保護するものであり、①未発表の著作物を発表する「**公表権**」、②著作物の原作品に著作者名を表示するか、しないかの権利としての「**氏名表示権**」、③著作者の意に反して著作物の題名や内容の変更、切除、その他改変を受けない権利として「**同一性保持権**」が付与された。
- プログラムにおいて問題となる**同一性保持権**

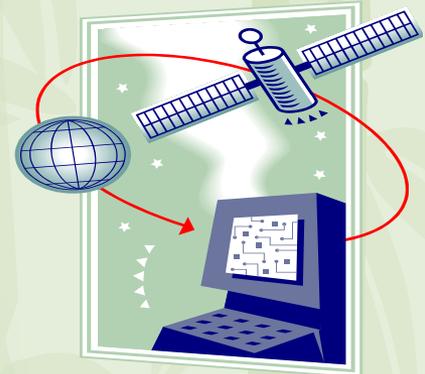
ソフトウェアの**バージョンアップ**、**プログラムバグ**(間違いや誤り)等によりプログラムの変更や改変が必要となる。

著作権法第20条第2項第3号ではプログラムに対する特例として、「特定の電子計算機においては利用し得ないプログラムの著作物を当該電子計算機において**利用し得るようにするため**」の**必要な改変**と「電子計算機においてより**効果的に利用し得るようにするため**」の**必要な改変**については**同一性保持権の侵害にならない**とした。

# データベースの著作権

- データベースに関する著作権改正は1986年(昭和61年)に一部実施され、1987(昭和62年)年1月1日に施行された。
- 改正法では、著作権法第2条第1項第10号の3でデータベースを「論文、数値、図形その他の情報の集合物であって、それらの情報を、電子計算機を用いて検索できるように体系的に構成したものをいう」と定義するとともに、編集著作物とは別に、第12条の2で「データベースでその情報の選択又は体系的な構成によって**創作性**を有するもの」は、著作物として保護されることになった。
- データベースに格納されているデータが経済的な価値があるか否かとは関係がなく、創作性を有するものとされた。(タウページDB事件:東京地裁平成12年3月17日判決)

# 高度ネットワーク時代の著作権改正



# 高度ネットワーク時代に伴う著作権法の改正

ネットワーク時代に伴う主な著作権法が改正(1997年以降)

- 1997年(平成9年) インタラクティブ送信に係る権利の拡大化による改正: WWWを活用してのビジネスや通信カラオケのようなインタラクティブ通信に関連して著作権を改正し, 翌1998年の1月1日より施行された。
- 1998年(平成10年) 「学校教育法等の一部を改正する法律」による改正
- 1999年(平成11年) 「行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の改正」による改正(情報公開法に伴う改正)
- 1999年(平成11年) 技術的保護手段, 権利管理情報に関連する改正等
- 2000年(平成12年) 視聴覚障害者のための公衆送信権等の制限(点字による記録媒体への記録及び公衆送信への著作権: 第37条, 放送における字幕化の自動公衆送信: 第37条2項)

# インターネット及びLAN対応の著作権法改正

## ■ 平成9年著作権法改正 — 公衆送信権 —

- ・従来の「放送」と「有線放送」の概念の上に「**公衆送信**」を定めた(第23条)
- ・公衆送信に、インターネット等のホームページを用いて、リクエストによる自動送信をする「**インタラクティブ送信**」を加えた:**自動公衆送信**
- ・自動公衆送信権の中に「**送信可能化権**」の概念を規程(第2条)  
インターネットサーバー(ハードディスク)上に著作物をアップロードし、リクエストに応じて送信が可能になる状態に置くこと:この権利を「**送信可能化権**」
- ・施行は平成10年1月1日

## ■ インターネットを通じたインタラクティブ送信に対する権利拡大

- ・著作者に送信可能化権を含む「**公衆送信権**」
- ・実演家, レコード製作者に「**送信可能化権**」

## ■ プログラムに関してはLAN(構内ネット)送信を「公衆送信」に該当すると規程

- ・**プログラムの著作物以外の著作物**を同一構内において送信する行為は公衆送信行為に含まれない(2条1項7号の2)

# 著作権法改正にともない違法な行為例

- インターネット等から取得した動画や絵、音楽等の著作物を、無断でホームページにアップロード(蔵置)することは、著作権侵害行為となる。
- インターネット上の違法(海賊版)な音楽や映像と知りながら取得(ダウンロード:録音・録画が伴う)すると、2年以下の懲役、200万円の以下の罰金又は併科が科せられる。(平成22年1月1日より施行)。
- 次のような行為は著作権侵害行為とみなされる。
  - ① 海外で作成された海賊版の国内で頒布(販売や配布、貸与)する目的で輸入することは侵害行為とみなされる(第113条第1項第1号)
  - ② 事情を知って違法に複製された複製物(いわゆる海賊版プログラム、輸入されたものを含む)の販売・配布・貸与すること。また、販売・配布・貸与の目的で所持することは、侵害行為とみなされる(第113条第2項)
  - ③ 著作物等に付された「権利管理情報(電子すかし等)」を不正に、付加、削除、変更することは侵害行為とみなされる(第113条第2項)
- 「映画の盗撮の防止に関する法律」の制定(平成19年8月30日施行)映画をビデオカメラ等で盗撮することは、「私的利用のため」の規定は適用されない。但し、国内で最初に有料上映後8月を経過したものは、適用されない。

# ソフトウェア開発関連の委託契約

## － 契約内容と権利 －



# 1. ソフトウェア開発での著作物

## ■ ソフトウェア開発の**上流工程**での著作物

- ① 提案書, 企画書等
- ② 要件定義書, 要求定義書, システム設計書等

## ■ プログラム**開発工程**での著作物

### ① プログラム著作物

□ プログラムを著作物として定義: 著作権法第10条

### ② データベース著作物

□ 昭和61年の著作権法改正にてデータベース著作物として保護規定

### ③ 共同著作物と結合著作物

□ 共同著作物: 共同にて, 一つのソフトウェアを作成

□ 結合著作物: 独立ソフトウェアを結合させて新たな独立ソフトウェアを作成。それぞれの著作権者が別個に著作権を行使できる

## ■ **運用段階**

- ① 操作マニュアル, 操作説明書等

# ソフトウェア開発での成果物と知的財産

著作権法による保護:

- ・提案書, 設計書等は**著作物**

著作権法による保護:

- ・プログラムの**著作物**

特許法による保護

- ・ソフトウェア特許／媒体特許
- ・ビジネスモデル特許

開発・運用工程

- ・情報システムの開発
- ・情報システムの運用
- ・アウトソーシング他

上流工程

- ・要求定義
- ・分析業務
- ・設計業務

- ・提案書
- ・企画／設計書
- ・仕様書等

不正競争防止法による保護  
(発注側／受注側双方に情報の取得環境が発生する)

- ・ノウハウ
- ・営業秘密等

- ・ソフトウェア
- ・マニュアル類
- ・プログラム他

コンピュータ・インターネットを  
活用してのシステムを

各工程にて作成された成果物は法的に保護される  
アイデアやノウハウも保護される

## 2. ソフトウェア開発の外部委託

### ソフトウェア開発の主な外部委託契約形態

#### ■ 請負契約:

##### 委託先(受託者)の責任でもって完成させる契約

- 通常, 成果物の完成, 引渡しをもって契約の完了となり, 支払がなされる。
- ソフトウェアの開発委託, 設計業務委託(設計書), オペレーション業務委託など

#### ■ 委任契約:

##### 発注者(委託者)の責任をもって業務の遂行を行う契約

- 受任者は「善良なる管理者の注意義務」をもって委任業務にあたる。  
通常, 定期的(例えば, 月末)に業務成果の報告をおこない, 支払がなされる。
- コンサルティング業務, システム開発技術指導, 情報処理指導など

#### ■ 派遣契約:

##### ソフトウェアハウス(派遣事業者)や派遣会社から技術者の派遣を受け, 派遣先の企業等のコントロール(命令・指揮)の下で, 業務を進める契約

- 派遣契約: SEやプログラマ等の技術者派遣, オペレーター派遣等
- 二重派遣の禁止等, 制約条件がある

### 3. 開発ソフトウェアの権利帰属

- 通常、ソフトウェアやプログラム開発をメーカーやソフトウェアハウスに外部委託した場合、その成果物の権利(主として著作権)はその開発をした**受託会社**に帰属する。
  - 発注企業は開発されたソフトウェアやプログラムの著作権を譲り受ける旨、**契約**によって定めておく必要がある。
  - 委任契約に基づき外部のSEや外部コンサルタントの協力指導のもとに開発したソフトウェアやプログラムについては、実質的な開発が発注元企業にある場合(企画, 要求定義, 仕様書作成, フローチャート作成, コーディング, テストラン等全工程でイニシアティブをとり開発責任が自社にあるもの)に限り、その成果物の権利は**発注元企業**に帰属する。
- 【注】** 契約形態は契約文の内容ではなく、実態できまる。

## 4. 開発されたソフトウェアの権利譲渡

### 1. 開発委託したソフトウェアの権利取得

■ 開発委託したソフトウェアやプログラムを自社のものとする場合には、この著作権を譲り受ける旨、契約によって特約を定めておくことが必要である。

【条文例】:「本件プログラムに関する**一切の権利(著作権法第27条及び第28条を含む)**は、委託料の完済をもって、乙(委託先)から甲(発注元)に移転する。」

### 2. 変更や改訂のために著作者人格権は不行使契約

■ 著作者人格権:公表権, 氏名表示権, 同一性保持権

将来, 著作者人格権を行使されては困る場合, 著作者人格権の行使をしない旨の契約を結んでおくことが必要

【条文例】:「プログラムに関する著作者人格権を有する場合においても甲及び甲指定の者に対してこれを**行使しない**ものとする。」など

## 5. 業務(開発等)委託契約での注意事項

### 1. 委託業務の内容・範囲・役割分担など

- ・定義／委託業務／作業範囲／業務推進体制／役割分担等
- ・開発推進体制の明確化(責任者、連絡窓口担当者、テスト機器等)
- ・**文書体制の明確化(依頼・確認文書、会議録・打合メモ等の作成・保存)**

### 2. 納入物件・納期・引き渡し完了時期(検査)・賠償責任など

- ・納入物件／検査・検収条件／納入日／遅延理由と賠償範囲等

### 3. 著作物, 発明等の権利帰属とノウハウの利用など

- ・著作権等の帰属／著作人格権の不行使条項など
- ・**提案書、設計書、プログラム仕様書、テスト計画書、テスト結果報告書等**
- ・特許権・実用新案権等の帰属

### 4. 瑕疵担保責任・修補責任など

- ・瑕疵の無償修補期間／損害賠償請求など

### 5. 互いの機密情報の流出・テスト利用の範囲場所など

- ・機密情報の定義／機密保持契約／情報の利用条項等

# ソフトウェアライセンス管理

## － ソフトウェア使用許諾 －



# 1. ソフトウェアの使用許諾とライセンス管理

## ソフトウェア・ライセンス(プログラム使用許諾)

- ソフトウェア・プログラムには通常著作権で保護されている
- ソフトウェア・プログラム権利者は、そのソフトウェアの利用に関して遵守すべき事項を規程し、使用することの許諾する。
- ソフトウェアを利用するには、その権利を持っている者(ベンダーや販売会社等( **ライセンサ** )と利用者( **ライセンシー** )間で使用許諾( **ライセンス** )の契約を結ぶことをいう。
- ソフトウェア・ライセンスは、一般的には各国の著作権法に基づくソフトウェアの利用許諾契約の一部として取り扱われるものであり、ソフトウェア・ライセンスに反してソフトウェアを使用することは、**著作権を侵害する違法行為**とみなされる。

## 2. ソフトウェアの使用許諾契約 — ソフトウェア・ライセンス —

- 一般に、基本OS, サポートプログラム, アプリケーションプログラム等の使用の許諾を受ける契約(ソフトウェア・ライセンス)
- 契約形態
  - 個別ライセンス契約:
    - 汎用機, 専用機個々に契約(コンピュータと一体化契約)
  - 不特定多数とのライセンス契約
    - ・シュリンクラップ契約/クリックオン契約等
    - ・パソコン等のソフトウェア(OS, ワード, エクセル等)
  - **ボリュームライセンス**:一定期間, 一定量の一括契約など
- 様々なライセンス形態
  - **同時使用ライセンス**
  - アカデミックライセンス等
  - **モバイルユース, ホームユース等**

# 著作權侵害行為と罰則

— 刑事的制裁，民事的制裁 —



# 1. ビジネス情報に関連した著作権侵害行為例

## ■ 一般的侵害行為

- ・無許可で他人の著書や写真、絵、音楽等をコピーしたり、HPに掲載する(注:自由利用の範囲を超えている場合)
- ・**海賊版としりながらの「販売・配布・貸与」する行為**
- ・販売・配布・貸与を目的としての「**所持**」も侵害行為(113条)
- ・電子透かしなど権利管理情報を不正に削除・変更など

## ■ 企業や組織内での違法行為

- ・ソフトウェアの許諾(ライセンス)数以上のインストール
- ・**海賊版のコンピュータ・プログラムを会社のパソコン等で「業務上使用」**(使用する権原を得たときに海賊版と知っていたときに限られる)(第113条2項)
- ・無許可で著書や新聞を複製し配布、広報誌等の掲載

## ■ その他 小説の**改ざん**、**著作者の名誉**を害する行為等

## 【事例】過去のソフトウェア不正コピー重大事件

- 1996年9月、大阪市のソフトウェア会社が、マイクロソフト社、ロータス社、ジャストシステム社の三社に対して不正複製で、総額約1億4000万円の損害賠償金で和解が成立  
正規ソフトウェア金額を上まわる和解金の支払に同意した。
- 2001年5月、マイクロソフト社、アップルコンピュータ社、アドビシステム社の三社が、パソコン用業務ソフトウェアを不正に複製したとして、東京の司法試験予備校に1億1000万円の損害賠償を求め提訴した。  
東京地方裁判所は「正規品の小売価格を同額の約8500万円の支払いを命じた。
- 2007年4月に大阪府の財産法人が約7年間、パソコンソフトを違法に327本分コピーして使用し、マイクロソフト社、アドビシステム社、オートデスク社の三社から数千万円の損害賠償を求められてた。
- 2009年11月に北海道庁で職員らが使うパソコン約2万4千台から、マイクロソフト社他のソフトウェア約4650本が違法にコピーしていたことが判明した。このうち約4000本がマイクロソフト社で、道庁は今後も使用する3200本分のソフトを**1億4千万円**で購入することで同社と和解した。

## 2. 侵害行為に対する刑事的制裁

### ■ 侵害行為は犯罪行為

権利者の「**告訴**」(第123条)を前提として著作権、著作者人格権または著作隣接権の侵害:**著作権法 第119条 違反**は「10年以下の懲役又は1000万円以下の罰金」

法人の場合(著作者人格権を除き)は「3億円以下の罰金」(第124条)

### ■ 以下の行為に対して5年以下の懲役又は500万円の罰金(併科は可)

- ・著作者人格権又は実演家人格権の侵害(法119条2項第1号)
- ・営利を目的とした「**公衆向けのダビング機**」の設置し、違法な音楽CDの複製に使用させる行為(法119条2項第2号))
- ・「**コピー防止機能の解除の機器・プログラム**」の頒布、製造、輸入、所持。インターネット上への掲載、事業としておこなうこと(法120条)
- ・著作権等侵害物品を頒布目的で輸入したり, 情を知って頒布したり, 頒布目的で所持すること, 業として輸出したり, 輸出を目的として所持すること(法119条2項4号)
- ・プログラムの**違法複製物を電子計算機にて使用**(法113条2項第3号)

## 3. 違法行為に対する民事的制裁

### ■ 損害賠償請求権(民法第709条)

- ・ 故意又は過失により権利侵害を被った経済的及び精神的損害の賠償を請求する権利
- ・ 侵害額の「推定」ができる(法114条)

### ■ 差止請求権(著作権法第112条、116条)

- ・ 著作権等を侵害する行為の停止
- ・ 侵害の恐れがある時には、「予防措置」を請求する権利

### ■ 不当利得返還請求権(民法第703条, 704条)

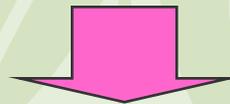
- ・ 違法行為によって得た利益を請求できる権利
- ・ 侵害を知らなかった場合には利益の残存額が請求範囲
- ・ 知っていた場合には利益に利息を付した額が請求できる

### ■ 名誉回復措置等の請求権(著作権法第115条, 116条)

- ・ 著作者人格権を侵害された場合に、著作者の名誉を回復するため、新聞への謝罪広告の掲載などを請求する権利

# 企業等が法的な問題を起こさないために

- 情報システムの法的脆弱性を知ること
  - ・トップマネジメント及び管理者が持つべき情報法知識
- ソフトウェアのライセンス契約と支払額の見直し
  - ・ソフトウェア資産台帳の作成とシステム監査
  - ・契約漏れと有利な契約(パック契約, 二重支払い等)
- 情報資産の法的保護とセキュリティ対策の見直し
  - ・ソフトウェア資産の価値を評価と価値認識の徹底
  - ・ソフトウェア管理と法的侵害行為の教育の実施
  - ・情報資産のセキュリティ対策の見直し



求められる法的セキュリティのシステム監査の実施

# 補足資料



# 著作物の自由利用について

## —「了解」得ずして利用できる場合—



# 1. 著作物の自由利用について

**著作権法第1条**では、「この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの**文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする**」と、その目的が規定されており、その趣旨は著作者の権利を保護しつつ、**文化の発展に寄与すること**にある。即ち、著作物の「創作者」と、その著作物を広く公衆に伝達する「著作物利用権者(出版者やレコード製作者など)」と、著作物から文化的恩恵を受ける「一般大衆」との三者が、共存共栄の関係にあるべきことを示している。

これを具体化したものが、「著作権の制限」(第30条～第50条)、「保護期間」(第51条～第58条)、「裁定による著作物の利用」(第67条～第70条)、同じく「著作隣接権の制限」(第102条～第**102条の2**)である。

## 2. 著作物の自由利用と制限(1)

### ① 私的利用(第30条)

個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲で利用すること(私的利用)は以下のことを除き可能

- ・公衆の使用に供する自動複製機器を用いないこと
- ・技術的保護手段の回避を行わないこと
- ・解除プログラムを譲渡や貸与, 製造者, 業として解除行為を行なった者に罰則(第120条の2)。
- ・私的使用を目的として、デジタル方式の政令で定める特定機器による録音又は録画は相当な額の補償金を著作権者、実演家、レコード製作者に支払う

### ② 図書館での複製(第31条)

- ・図書館その他の施設で政令で定めるもの
- ・複製物を一人につき一部を提供する場合
- ・営利を目的としない複製であること
- ・複製の行為の主体が図書館等であること
- ・調査研究で、すでに公表されている著作物の一部分を、一人一部の複製
- ・図書館として資料保存, その他絶版もの

外部のコピー業者がコピーサービスを行う場合やコイン式のセルフコピー機は違法資料の一部分とは、少なくとも著作物全体の半分以下と解釈されている。

ただし、発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあっては、その全部のコピーが可能である

# 著作物の自由利用と制限(2)

## ③引用(第32条)

引用とは、報道、批評、研究その他の目的で、自己の説のよりどころとして、他人の著作物の一部を自己の著作物に取り込み利用すること  
引用にあたるというためには、「引用を含む著作物の表現形式上、引用して利用する側の著作物と、引用されて利用される側の著作物とが明瞭に区別して認識することができ、かつ、両者の著作物の間に**前者が主、後者が従の関係**があると認められる場合でなければならない」

- ・公正な慣行に一致し、報道、研究、批判、研究等の目的
- ・公表された著作物であること
- ・正当な範囲内の引用であること
- ・出所の明示(第48条)が必要

## ④学校その他教育機関での複製(第35条)

- ・**営利を目的としない**学校
- ・**担任が授業に使用する**場合、授業での学生間の資料複製  
(但しプログラムの複製は許されない)

## ⑤その他

- ・時事問題に関する論説の転載(第39条:無署名、学術的のもの以外)
- ・**入学試験**、検定試験等(第36条:営利を目的としない)
- ・「検定教科書」での掲載(第33条:補償金、出所の明示等)
- ・学校の学芸会、公民館での上映など「非営利・無料」の場合(第38条)など

# 自由利用マーク



## 「**プリントアウト・コピー・無料配布**」OKマーク

「プリントアウト」「コピー」「無料配布」のみを認めるマーク

（変更，改変，加工，切除，部分利用，要約，翻訳，変形，脚色，翻案などは含まれません。そのまま「プリントアウト」「コピー」「無料配布」をする場合に限られます）

（会社のパンフレットにコピーして配布することなどは，営利目的の利用ですが，無料配布であればできます）



## 「**障害者のための非営利目的利用**」OKマーク

障害者が使うことを目的とする場合に限り，コピー，送信，配布など，あらゆる非営利目的利用を認めるマーク

（変更，改変，加工，切除，部分利用，要約，翻訳，変形，脚色，翻案なども含まれます）



## 「**学校教育のための非営利目的利用**」OKマーク

学校の様々な活動で使うことを目的とする場合に限り，コピー，送信，配布など，あらゆる非営利目的利用を認めるマーク

（変更，改変，加工，切除，部分利用，要約，翻訳，変形，脚色，翻案なども含まれます）

# 著作権に関する制度と国際条約



# わが国著作権法制度とベルヌ条約

著作権の歴史は古く、ヨーロッパ諸国では、18世紀から19世紀にかけて法律が作られた。19世紀後半から二国間条約による相互保護が行われて、明治19年(1886年)に9月9日にスイスのベルヌで10か国による「**文学及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約**」が締結された。ベルヌ条約によれば、創作的作品を対象とする**著作権**は、著作者による明示的な主張・宣言がなくとも**自動的に発生**する。

条約の締結国においては、著作者は、著作権を享有するために、「**登録**」等の手続きは必要がない(**無方式主義**)。また、ベルヌ条約の加盟国の国民である著作者は、他の**加盟国**においてその国の自国民である著作者と同等の保護を受けることができる(内国民待遇)。2012年4月の時点で、ベルヌ条約の加盟国は166カ国となっている。

わが国の著作権法制は、**明治32年**(1899年)、著作権法(旧)が制定され、同年の**ベルヌ条約**を締結した。その後、数度の改訂がなされ、**昭和45年**(1970年)に**全面改訂**がなされ、現在の著作権法が制定された。

国際条約の水準に適合するためや、近年の「知的財産権戦略」の確立・推進により、毎年のように著作権法が改訂されている。

他に著作権保護条約には、**万国著作権条約**、**TRIPs協定**、**WIPO著作権条約**がある。

# 万国著作権条約

## ■ 万国著作権条約(英: Universal Copyright Convention : UCC)

1952年にジュネーブで採択された、主要な著作権保護条約のうちの一つである。日本は**1956年**に本条約を批准した。この条約は、国内法の関係でベルヌ条約を批准できなかった諸国のために、ベルヌ条約を補完するものとして国際連合教育科学文化機関(UNESCO)により提唱された。著作権の保護を受けるためには、登録、作品の納入、著作権の表示が必要である。主に**方式主義**と呼ばれるものである。

正しい表記法は、「**©マーク**」、「**著作権者名**」、「**最初の発行年度**」(修正すれば後に「**修正年度**」)の3要件を記載する。

例1(正規の表記) © Yoshinori Matsuda 2010-2014

例2(一般的表記) Copyright © 2010 Matsuda All rights reserved.

■ この条約によって、ベルヌ条約式の**無方式主義**を採っている国の著作物であっても、©マークの表示することで、方式主義を採る国においても、著作権の保護を受けることになる。

■ **米国も平成元(1989)年、ベルヌ条約にようやく締結した。**

この結果、**平成25(2013)年4月現在**、万国著作権条約を締結して、ベルヌ条約を締結しないで**方式主義**をとっている国は、**カンボジア**のみとなった。その意味で、本条約の実質的な意義は薄れマークなどとして使用されている。

# ソフトウェア開発関連の委託契約

## － 契約内容と権利 －



# 契約の基本的考え方

■ 契約は、原則「**申込み**」と「**承諾**」という対立した**意思表示の合致によって成立**する法律行為である。但し、あらかじめ申込者が「承諾」の通知を不要とする旨を表示している場合には、承諾の意思表示と認められる事実が発生したときに契約は成立する。（民法第526条第2項）。**取引慣行**による承諾通知の不必要についても同様である。これを「**意思実現**」という。

■ これにより、売主は対象となる商品の引渡し義務が発生し、代金が支払われるまで、商品の引渡しを拒否できる。一方、買主は代金の支払義務が発生し、商品の引渡しがなされるまで、支払いが拒否できる。これを、「**同時履行の抗弁**」といい、拒否できる権利を、「**同時履行の抗弁権**」という。（第533条）

# 契約の成立要件と権利義務(基本)

申し込み  
の誘引

無効の場合  
取り消され  
得る場合

不法行為  
不当利得

[不履行の場合]

- ・履行の強制／解除権
- ・損害賠償請求権

[瑕疵担保責任]

申込 + 承諾 = 契約が成立 ⇒ 請求権が発生 ⇒ 履行義務

互いの意思表示  
・意思の欠陥  
・意思表示の瑕疵

意思の合致

法律行為

法律原因

法律効果

代金請求権  
引渡請求権

同時履行の  
抗弁権

民法562条

## ■ 請負契約:

請負とは、**仕事の完成を目的とした契約である。**(民法第632条)。即ち仕事の「完成」と「結果」に対する責任が発生する。完成した仕事に結果問題(瑕疵)があれば、その仕事を修補(修補責任)したり、損害賠償をすることになる。これを「**瑕疵担保責任**」という。(民法第634条)。

契約の主眼は仕事の結果にある、したがって仕事は必ずしも請負人自身によって実施されるとは限らない。下請けにだしてもよいことになる。

しかし、機密保持や仕事の効率化のため、話し合いで、下請けの禁止や発注側の組織内で業務を遂行することもある。但し、担当者には直接指示するようことはできない。窓口担当者をとおして、仕事の指示がだされる。

**情報システムの場合には、システム開発、プログラム開発、設計書作成の請負等がある。**

## 【偽装請負の問題】

業務請負や業務委託の契約形式を採りながら、実態が労働者供給あるいは労働者派遣になって、適正に管理すべきである状況にあることをいう。

例えばソフトウェア・メーカーなどが、顧客からソフトウェア開発の受注を受ける場合には、請負側は作業責任者を置き、作業指示はその作業責任者を介して指示がなされなければならない。**偽装請負となるのは請負側が人の派遣のみを行って責任者がいない状況で、実質的には派遣の状態になっている。**民法上の取り扱いでは請負であり、契約形態を偽装・隠蔽することから**偽装請負、偽装派遣**ともいう。

労働者が勤める企業(使用者)には、その使用者と労働者の間には雇用契約がある。使用者は労働者に業務命令をする権利を持つと共に、労働環境を適正に保つ義務がある。請負契約において、相手企業(受入企業)は労働環境がどんなに劣悪であってもこれに対し責任を負わないが、労働衛生法上の問題が発生する。また、請負契約先の相手に直接命令を下すことは違法行為である。労働者は使用者から直接命令を受けることで、契約にない過重な仕事や残業を強いられることから防ぐのである。なお、労働災害の問題が発生すれば、労働者送り込んだ企業、受け入れた企業ともに問題になる。もし、人手だけを送る「**人貸し**」のようなことになれば、職業安定法、労働者派遣法上の問題が発生する。

## ■ 委任契約:

委任契約とは、「**当事者の一方が法律行為をすることを相手方に委託し、相手方がこれを承諾する**」契約である(民法第643条)。なお、「**法律行為でない事務の委託について**」も、委任契約と同じように扱われる。このような、「**法律行為でない事務の委託**」を「**準委任契約**」という。(民法第656条)。

これらの行為は、過程において責任が発生する。具体的には「**善良は管理者の注意義務(善管注意義務)**が負う(民法第644条)。受託者の地位、能力、職業などから、客観的に期待・要求されるレベルの成果をだす責任がある。

委託者は、受託者に対して、委託内容の行為の対価として、報酬を支払うことになる。委任契約では、請負契約と違って、必ずしも委託内容の行為の結果が確定しているとは限らない。そこで、報酬の支払いはケースバイケースである。月額固定、成功報酬、出来高払いなど、契約内容によって、かなり異なる。

**情報システムの場合には、コンサルティング、教育指導、設計の技術指導**などがある。

## ■ 派遣契約:

派遣とは、派遣元事業主が自社の社員である労働者を、派遣先の指揮命令を受けて、派遣先のために労働させることである。

労働者派遣契約は、自社(派遣元)の社員を相手(派遣先)の指揮命令で働かせることができる契約であり、通常は、派遣先が就業場所になる。労働者派遣が禁止されている業務には、港湾運送業務、建設業務、警備業務、病院等における医療関係の業務(紹介予定派遣の場合を除く。)がある。

一方、派遣元と社員の間で交わされるものが、雇用契約である。派遣先がその社員の雇用主ではない。社員の雇用に関する責任は、派遣元にある。派遣先と労働者とは、指揮命令関係があるが、雇用関係は生じていない。派遣先は、派遣社員が派遣元と締結している雇用契約の内容を超えて就業させることはできない。もし、契約内容を超えるような就業をさせる時は、派遣社員の同意を得て、あらかじめ延長できる労働時間や就業できる日を決めて派遣契約書および労働条件明示書に記載する必要がある。

情報システムの場合には、システム開発技術者、プログラマー、オペレーターの派遣など。

## 参考文献・引用文献

- [1] 文化庁長官官房著作権課著 「著作権テキスト」 平成26年度
- [2] 松田貴典著「ビジネス情報の法とセキュリティ」 白桃書房 2005
- [3] 経済産業省 特許庁企画 (独)工業所有権情報・研修館 発行 「産業財産権標準テキスト」 2013
- [4] 西村総合法律事務所・ネット・メディア・フラクティスチーム(編著) 「IT法大全」, 日経BP社 (2002).
- [5] 松田政行, 三好英和(編著)「IT知財と法務」, 日刊工業新聞社 (2004).
- [6] 文化庁ホームページ 「著作権法の一部を改正する法律の制定について」  
[http://www.bunka.go.jp/1tyosaku/chosakukenhou\\_kaisei\\_2.html](http://www.bunka.go.jp/1tyosaku/chosakukenhou_kaisei_2.html)(参照日:2008.2.27)
- [7] 松田貴典著 「情報通信技術者のための知的財産権」 電子情報通信学会 ソサイエティ誌 連載 (2007,2008,2009)